

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2013

月刊

中小企業レポート

2

No.435

長野県中小企業団体中央会

特集

平成24年度 長野県における中小企業の労働事情



お客さまの事業運用のキーポイント
未来の扉を開けるカギに。

事業性資金[運転資金・設備資金]に 中小企業会計活用ローン

ご融資金額
100万円以上
5,000万円以内

最大年0.3%
金利優遇

- ◆中小企業が準拠すべき会計ルールとして新たに公表された「中小企業の会計に関する基本要領」や「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリストをご提出いただいた場合、年0.2%金利優遇いたします。
- ◆「税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面」または(株)TKCが発行する「記帳適時性証明書」をご提出いただいた場合は、更に年0.1%金利優遇いたします。

※金利優遇内容は店頭またはホームページでご確認ください。

●ご融資にあたっては当組合所定の審査がございます。ご利用いただける条件を満たしていても審査によりご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承ください。●詳しくは窓口または担当者までお問い合わせください。



長野県信用組合 **けんしん**

[ホームページ] <http://www.naganokenshin.jp>

知恵と力を合わせて信州を元気に

月
刊

中小企業レポート

2013

2

No.435

-
- 2 **特集**
平成24年度
長野県における中小企業の労働事情
-
- 10 **ビジネスの視点**
損益分岐点売上高
-
- 11 **労務管理のポイント**
3歳未満の子の養育期間における
手続きはご存じですか
-
- 12 **税務会計Q&A**
協同組合と他の法人制度との違い
-
- 15 **中央会インフォメーション**
-



信州手描友禅

「信州手描友禅」は、江戸時代に県内の城下町を中心に発達しました。

リンゴの樹皮やヨモギなどを煮出した天然の染料を使って描く、信州から生まれた全国でも珍しい友禅染です。天然染料ならではの美しい染め色が、高い評価を受けていますが、ほとんどの工程を手作業で行うため熟練度の高い技術を要します。

昭和61年2月20日長野県の伝統的工芸品に指定されました。

(撮影協力：長野市

長野県手描染色工芸協同組合・ギャラリーショップ花蔵)

長野県における中小企業の労働事情

今回で49回目となる本調査は、従業員の規模、業種による分析を通し、中小企業の多様な実態や規模による格差問題等を明らかにするほか、小規模企業の現状を知る、数少ない資料としての特色を持っています。

このような中で「労働実態調査」は、長野県中小企業における労働問題の論議を深めるための資料として広く活用され、企業の発展に寄与できる資料となると思います。本特集では、その調査内容から一部を抜粋してご紹介します。なお、調査結果全体は当会のホームページ <http://www.alps.or.jp> に掲載されています。

I. 調査のあらまし

1. 調査の目的

この調査は長野県内の中小企業における賃金・労働時間・雇用等の実態を把握し、中央会労働支援方針策定の基礎資料とするとともに、中小企業における労務対策の参考に資することを目的とする。

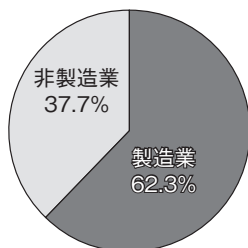
2. 調査方法・集計

長野県内の従業員300人以下の民間事業所（卸売業100人以下、小売業50人以下・サービス業100人以下）を対象に1,300事業所を任意抽出し、郵送により調査を依頼した。

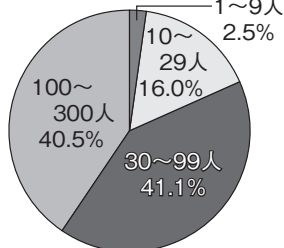
有効回答571事業所（回答率43.9%）について集計した。

(1) 集計事業所内訳

イ 産業別

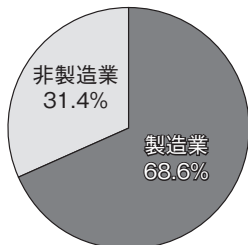


ロ 規模別

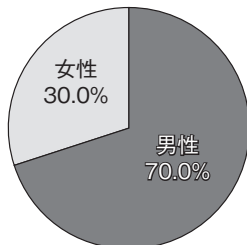


(2) 集計労働者内訳

イ 産業別



ロ 男女別



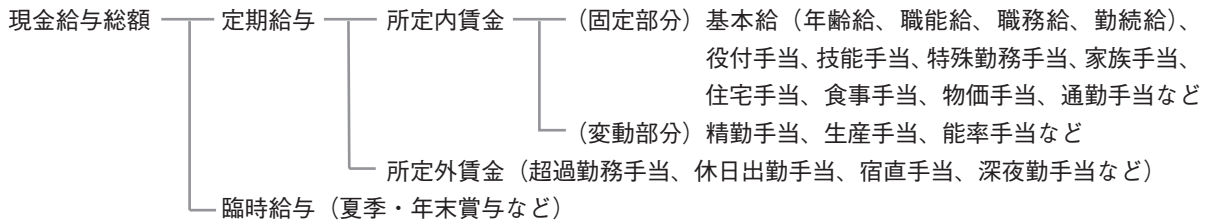
3. 調査時点

平成24年7月1日現在

4. 調査結果利用上の留意点

- (1) この調査で「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する者をいう。パートタイム労働者であっても、下記に該当する場合は常用労働者に含みます。
 - イ 期間を決めずに雇われている者、または、1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者。
 - ロ 日々または1ヶ月以内の期限を限って雇われている者のうち、5月、6月にそれぞれ18日以上雇われた者。
 - ハ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。
- (2) 「パートタイム労働者」とは、1日の所定労働時間がその事業所の一般労働者より短い者、または1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない者をいう。
- (3) 「所定労働時間」とは、就業規則、労働協約などで定められている始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた時間。
- (4) 「初任給」は、平成24年6月の1ヶ月間に支給した所定内賃金額(税込額)で通勤手当を除いたもの。
- (5) 賃金改定結果は平成24年1月1日から7月1日までの間に定期昇給、ベースアップの実施、非実施を決定した事業所で、ここでの「平均所定内賃金」は、賃金改定後の数値。

(6) 本調査における賃金分類



Ⅱ. 調査結果の概要

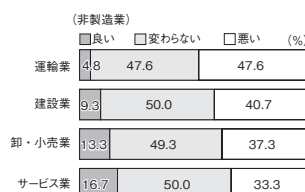
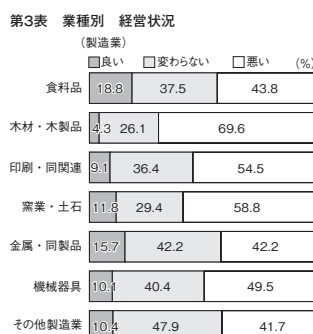
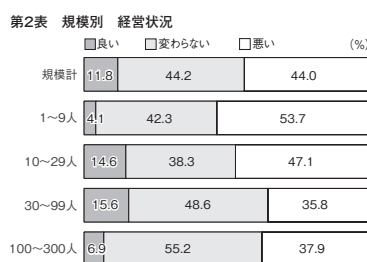
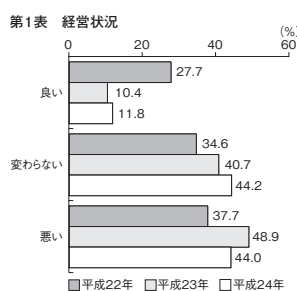
1. 中小企業の経営環境

(1) 経営状況

中小企業の経営状況をみると、1年前に比べて「悪い」とする事業所が44.0%（前年は48.9%）あり、「良い」とする事業所は前年比1.4ポイント増加したが、11.8%に止まった。

規模別には、「1～9人」で53.7%（前年56.5%）の事業所が「悪い」と回答している。

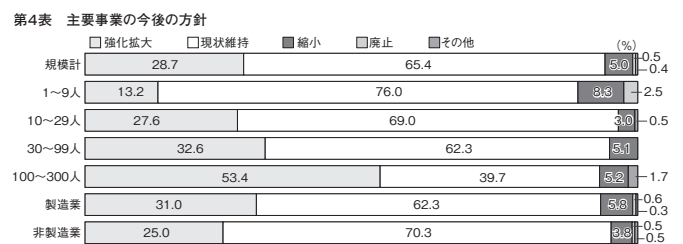
業種別にみると、製造業においては「印刷・同関連」が昨年より26.3ポイント回復し54.5%となっているが、「木材・木製品」は前年より4.2ポイント悪化し69.6%、「窯業・土石」58.8%と高い割合となっている。非製造業では、全業種が「変わらない」または「悪い」としている比率が80%を超えている。



(2) 主たる事業の今後の経営方針

現在行っている主要事業について、今後の方針をみると「現状維持」が65.4%と最も高く、「強化拡大」28.7%、「縮小」5.0%の順になっている。

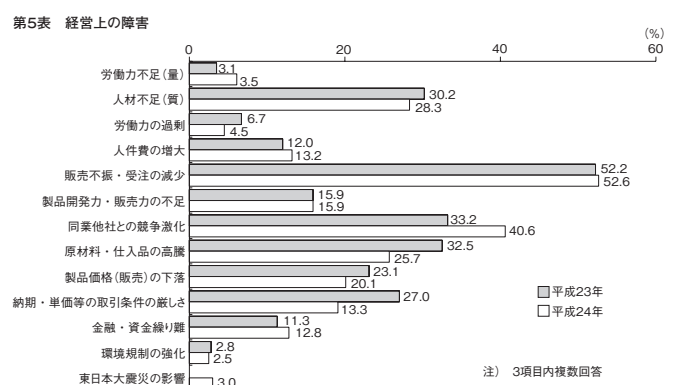
規模別では、大きくなるほど「強化拡大」とする事業所の割合が高く、規模が小さくなるほど「現状維持」「縮小」とする割合が高くなっている。



(3) 経営上の障害

経営上の障害は、「販売不振・受注の減少」が52.6%（前年は52.2%）、次いで「同業他社との競争激化」が40.6%（前年は33.2%）、「人材不足（質）」28.3%（前年は30.2%）で、特に「同業他社との競争激化」が7.4ポイント増加している。

事業規模また業種を問わず、この3項目の割合が高く、「食料品」では、「原材料・仕入品の高騰」が上位にある。東日本大震災の影響は3.0%となっている。



第6表

規模別にみた経営上の障害上位3項目

(%)

	1 位		2 位		3 位	
1～ 9人	販売不振・受注の減少	62.0	同業他社との競争激化	47.9	原材料・仕入品の高騰	24.0
10～ 29人	販売不振・受注の減少	52.2	同業他社との競争激化	38.0	人材不足 (量)	25.9
30～ 99人	販売不振・受注の減少	46.9	同業他社との競争激化	39.0	人材不足 (量)	37.3
100～300人	販売不振・受注の減少	51.7	同業他社との競争激化	39.7	人材不足 (量)	31.0
規 模 計	販売不振・受注の減少	52.6	同業他社との競争激化	40.6	人材不足 (量)	28.3

3 項目内複数回答

業種別にみた経営上の障害上位 3 項目

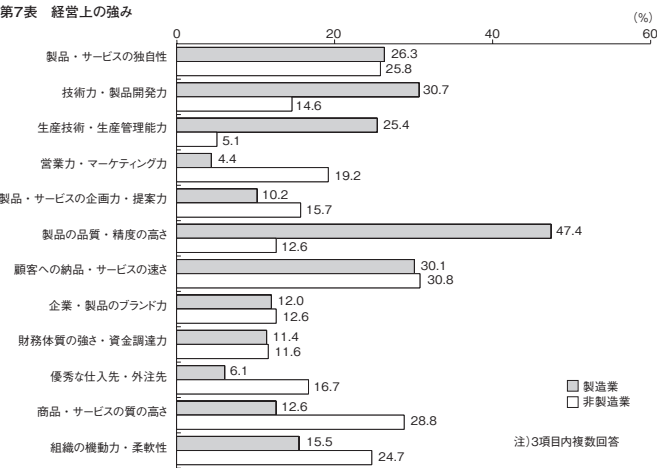
(%)

	1 位		2 位		3 位	
食 料 品	原材料・仕入品の高騰	59.2	販売不振・受注の減少	49.0	人材不足	22.4
木 材 ・ 木 製 品	販売不振・受注の減少 同業他社との競争激化	60.9	製品価格	26.1	人材不足 原材料・仕入品の高騰	21.7
印 刷 ・ 関 連	販売不振・受注の減少	81.8	同業他社との競争激化 製品価格	36.4	納期・単価等の取引条件 の厳しさ	31.8
窯 業 ・ 土 石	販売不振・受注の減少	72.2	人材不足 原材料・仕入品の高騰	27.8	製品開発力・販売力の不足 同業他社との競争激化 製品価格	16.7
金 属 ・ 同 製 品	販売不振・受注の減少	44.6	人材不足	41.0	納期・単価等の取引条件 の厳しさ	37.3
機 械 器 具	販売不振・受注の減少	60.6	人材不足 製品価格	34.3	同業他社との競争激化	33.3
そ の 他 製 造 業	販売不振・受注の減少	63.8	原材料・仕入品の高騰	46.8	同業他社との競争激化	27.7
運 輸 業	同業他社との競争激化	47.6	人材不足 原材料・仕入品の高騰	42.9	労働力不足 人件費の増大	23.8
建 設 業	同業他社との競争激化	66.0	販売不振・受注の減少	54.7	人材不足	26.4
卸 ・ 小 売 業	同業他社との競争激化	63.5	販売不振・受注の減少	51.4	人材不足	23.0
サー ビ ス 業	同業他社との競争激化	46.2	販売不振・受注の減少	30.8	人材不足	28.8

注) 3項目内複数回答

(4) 経営上の強み

製造業では「製品の品質・精度の高さ」が47.4%、「技術力・製品開発力」30.7%、「顧客への納品・サービスの速さ」30.1%の順に高く、非製造業では、「顧客への納品・サービスの速さ」30.8%、「商品・サービスの質の高さ」28.8%、「製品・サービスの独自性」25.8%となっている。



2. 育児休業について

(1) 就業規則への育児休業制度の整備

育児休業制度を就業規則に「整備している」事業所は、規模別に見ると「100～300人」は96.6%で殆ど整備されているが、「1～9人」は29.9%と低くなっている。

業種別では、「製造業」が77.4%と整備されている割合が高いが、「非製造業」では53.3%と半数程度に止まっている。

第8表
規模別 育児休業制度の規定の整備

	整備している	整備していない
1～ 9人	29.9	70.1
10～ 29人	64.6	35.4
30～ 99人	88.8	11.2
100～300人	96.6	3.4
規 模 計	68.3	31.7
全 国 平 均	54.1	45.9

業種別 育児休業制度の規定の整備

	整備している	整備していない
製 造 業	77.4	22.6
非 製 造 業	53.3	46.7
業 種 計	68.3	31.7
全 国 平 均	54.1	45.9

(2) 育児休業を取得した従業員の有無

育児休業を取得した従業員がいる事業所を規模別に見ると「100～300人」は52.6%となっているが「30～99人」は18.4%、「10～29人」は6.7%、「1～9人」は1.8%に止まっている。

業種別でみると「製造業」で17.5%、「非製造業」では8.7%となっており育児休業制度が整備されていても取得する従業員は少なくなっている。

第9表
規模別 育児休業を取得した従業員の有無

	いる	いない
1～ 9人	1.8	98.2
10～ 29人	6.7	93.3
30～ 99人	18.4	81.6
100～300人	52.6	47.4
規 模 計	14.2	85.8
全 国 平 均	11.2	88.8

業種別 育児休業を取得した従業員の有無

	いる	いない
製 造 業	17.5	82.5
非 製 造 業	8.7	91.3
業 種 計	14.2	85.8
全 国 平 均	11.2	88.8

(3) 働きながら育児する従業員への支援について

働きながら育児をする従業員に対しての支援策としては規模が大きな企業は「短時間勤務制度の導入」が1位に上げられているが、規模が小さくなるほど「特に支援はしていない」との回答が1位となっている。

第10表

規模別 育児をする従業員に対する支援（上位3項目）

(%)

1 位		2 位		3 位		
1～ 9人	特に支援はしていない	48.8	始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ	22.6	短時間勤務制度の導入	17.9
10～ 29人	特に支援はしていない	41.8	短時間勤務制度の導入	33.7	始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ	25.0
30～ 99人	短時間勤務制度の導入	54.5	所定外労働の免除	39.4	始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ	30.3
100～300人	短時間勤務制度の導入	86.2	所定外労働の免除	39.4	始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ	30.3
規 模 計	短時間勤務制度の導入	44.2	特に支援はしていない	33.6	所定外労働の免除	32.2

注) 3項目内複数回答

業種別 育児をする従業員に対する支援（上位3項目）

(%)

	1 位		2 位		3 位	
食 科 品	短時間勤務制度の導入	36.4	特に支援はしていない	29.5	所定外労働の免除	27.3
木 材 ・ 品	特に支援はしていない	53.3	短時間勤務制度の導入 始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ	26.7	所定外労働の免除	13.3
印 刷 ・ 同 関 連	短時間勤務制度の導入	55.0	所定外労働の免除	35.0	特に支援はしていない	25.0
窯業・土石	短時間勤務制度の導入	61.5	始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ 所定外労働の免除 特に支援はしていない	30.8	フレックスタイム制度の導入	23.1
金 属 ・ 同 製 品	短時間勤務制度の導入	47.4	特に支援はしていない	39.5	所定外労働の免除	35.5
機 械 器 具	短時間勤務制度の導入 所定外労働の免除	57.3	始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ	36.5	特に支援はしていない	20.8
そ の 他	短時間勤務制度の導入 所定外労働の免除	40.0	始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ	35.0	特に支援はしていない	30.0
運 輸 業	短時間勤務制度の導入	38.9	所定外労働の免除 特に支援はしていない	33.3	始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ	27.8
建 設 業	特に支援はしていない	48.9	短時間勤務制度の導入	31.9	始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ	25.5
卸・小売業	短時間勤務制度の導入	39.0	特に支援はしていない	33.9	始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ	32.2
サービス業	特に支援はしていない	43.2	短時間勤務制度の導入	34.1	始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ	29.5
業 種 計	短時間勤務制度の導入	44.2	特に支援はしていない	33.6	所定外労働の免除	32.2

注) 3項目内複数回答

3. 介護休業について

(1) 就業規則への介護休業制度の整備

介護休業制度を就業規則に「整備している」事業所は、規模別に見ると「100～300人」は93.1%、「30～99人」85.6%で殆ど整備されているが、「1～9人」は23.7%と低くなっている。

業種別では、「化学工業」が90.0%、「機械器具」79.8%、「印刷・同関連」72.7%と続いている。「サービス業」は32.1%で業種別の中でも最も低くなっている。

第11表

規模別 介護休業制度の規定の整備 (%)

(9)

		整備している	整備していない
	1～ 9人	23.7	76.3
	10～ 29人	51.7	48.3
	30～ 99人	85.6	14.4
	100～300人	93.1	6.9
規 模 計		60.9	39.1
全 国 平 均		45.1	54.9

業種別 介護休業制度の規定の整備 (%)

(9)

	整備している	整備していない
食 料 品	64.6	35.4
木材・木製品	43.5	56.5
印刷・同関連	72.7	27.3
窯業・土石	61.1	38.9
化 学 工 業	90.0	10.0
金属・同製品	72.3	27.7
機 械 器 具	79.8	20.2
そ の 他	63.8	36.2
運 輸 業	61.9	38.1
建 設 業	42.6	57.4
卸・小売業	47.9	52.1
サービス業	32.1	67.9
業 種 計	60.9	39.1
全 国 平 均	45.1	54.9

(2) 介護休業を取得した従業員の有無

介護休業を取得した従業員がいる事業所を規模別に見ると「100～300人」が7.0%、「1～9人」が3.5%となっているが、最も低いのは「30～99人」で0.6%に止まっている。全体的に介護休業を取得した人は少なくなっている。

第12表

規模別 介護休業を取得した従業員の有無 (%)

業種別 介護休業を取得した従業員の有無 (%)

		い る	い な い
	1～ 9人	3.5	96.5
	10～ 29人	1.0	99.0
	30～ 99人	0.6	99.4
	100～300人	7.0	93.0
規 模 計		2.0	98.0
全 国 平 均		1.6	98.4

		い る	い ない
	製 造 業	1.7	98.3
	非 製 造 業	2.4	97.6
	業 種 計	2.0	98.0
全 国 平 均		1.6	98.4

(3) 働きながら介護する従業員への支援について

働きながら介護をする従業員に対しての支援策としては規模が大きな企業は「短時間勤務制度の導入」が1位に上げられているが、規模が小さくなるほど「特に支援はしていない」との回答が1位となっている。

第13表

規模別 介護をする従業員に対する支援(上位3項目)

(%)

	1 位	2 位	3 位
1～ 9人	特に支援はしていない	56.8 短時間勤務制度の導入	17.3 始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ
10～ 29人	特に支援はしていない	47.7 短時間勤務制度の導入	28.2 始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ
30～ 99人	短時間勤務制度の導入	47.2 所定外労働の免除	33.7 特に支援はしていない
100～300人	短時間勤務制度の導入	77.4 所定外労働の免除	62.3 始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ
規 模 計	短時間勤務制度の導入	38.4 特に支援はしていない	38.2 所定外労働の免除

注) 3項目内複數回答

業種別 介護をする従業員に対する支援(上位3項目)

(%)

		1 位	2 位	3 位		
食 科 品	特に支援はしていない	44.2	短時間勤務制度の導入	27.9	所定外労働の免除	23.3
木材・木製品	特に支援はしていない	68.8	短時間勤務制度の導入	25.0	所定外労働の免除	18.8
印刷・関連業	短時間勤務制度の導入	47.6	所定外労働の免除 特に支援はしていない	28.6	介護休暇制度の導入	23.8
窯 業・土石	短時間勤務制度の導入	45.5	特に支援はしていない	36.4	フレックスタイム制度の導入 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ 所定外労働の免除 介護休暇制度の導入	18.2
金属・同製品	短時間勤務制度の導入	40.5	特に支援はしていない	39.2	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	28.4
機 械 器 具	短時間勤務制度の導入	54.9	所定外労働の免除 特に支援はしていない	45.1	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	34.1
そ の 他	短時間勤務制度の導入 特に支援はしていない	40.0	所定外労働の免除	35.0	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	25.0
運 輸 業	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ 特に支援はしていない	33.3	短時間勤務制度の導入 介護休暇制度の導入	22.2	所定外労働の免除	16.3
建 設 業	特に支援はしていない	51.2	短時間勤務制度の導入	32.6	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ 所定外労働の免除 介護休暇制度の導入	16.3
卸・小売業	特に支援はしていない	40.4	短時間勤務制度の導入	33.3	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	26.3
サービス業	特に支援はしていない	43.6	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	30.8	短時間勤務制度の導入	20.5
業 種 計	短時間勤務制度の導入	38.4	特に支援はしていない	38.2	所定外労働の免除	26.8

注) 3項目内複数回答

4. 新規学卒者の採用・初任給

(1) 新規学卒者の採用状況

平成24年3月期の新規学卒者の採用は、全体では前年比5.6%増の335人となっている。学歴別では「高校卒」が前年比11.8%増の132人、「専門学校卒」が前年比9.0%増の36人、「短大卒」が前年比2.4%減の41人、「大学卒」は前年比1.6%増の126人となった。

学歴別にみると短大卒が若干昨年を下回ったものの他は前年を上回っている。採用事業所数は192事業所と9.0%減少した。「技術系」・「事務系」別の採用者数を前年と比較すると、「技術系」1.3%減、「事務系」7.4%減となった。

第14表 規模別 新規学卒者の採用充足状況

	高校卒	専門学校卒	短大卒	大学卒	総 合
～ 29人	19	2	2	3	26 (7.8)
30～ 99人	70	19	17	52	158 (47.1)
100～300人	43	15	22	71	151 (45.1)
計	132 (39.4)	36 (10.8)	41 (12.2)	126 (37.6)	335 (100.0)

注) 上段…採用人数 下段…比率

第15表 新規学卒者の採用充足状況

	高校卒		専門学校卒		短大卒		大学卒		合 計
	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系	
平成24年	52 102名	16 30名	16 23名	5 13名	14 18名	13 23名	47 80名	29 46名	192 335名
平成23年	52 94名	15 24名	18 26名	6 7名	18 20名	18 22名	55 86名	29 38名	211 317名

注) 上段…採用事業所数 下段…採用者数

(2) 新規学卒者の初任給

〔高校卒者の初任給〕

高卒の初任給は、技術系で158,513円で前年比0.5%減、事務系は152,543円で前年比2.1%の減となっている。

〔専門学校卒者の初任給〕

専門学校卒の初任給は、技術系で172,675円で前年比1.4%減、事務系は163,696円で前年比2.6%の増となっている。

〔短大卒者の初任給〕

短大卒者の初任給は、技術系で178,620円と前年比4.1%増、事務系は166,436円で前年比3.7%の減となっている。

〔大卒者の初任給〕

大卒者の初任給は、技術系で197,171円と前年比1.3%増、事務系は192,525円で前年比3.0%の増となっている。

第16表 新規学卒者の初任給

		初 任 給 (円)		対 前 年 上昇率 (%)
		昨 年 度		
高 校	技術系	158,513	159,349	▼0.5%
	事務系	152,543	155,803	▼2.1%
専門学校	技術系	172,675	175,154	▼1.4%
	事務系	163,696	159,493	△2.6%
短 大	技術系	178,620	171,614	△4.1%
	事務系	166,436	172,841	▼3.7%
大 学	技術系	197,171	194,565	△1.3%
	事務系	192,525	186,845	△3.0%

(3) 新規学卒者の採用計画

平成25年3月の新規学卒者の採用計画が「ある」とする事業所は20.9%と前年比0.1ポイント増加している。

規模別では、「100～300人」で55.2%と前年比9.2ポイント減少、「30～99人」で33.9%と前年比1.3ポイント増加した。「10～29人」も11.2%と1.4ポイント、「1～9人」も1.7ポイント前年比増加している。

第17表 規模別 平成25年度採用計画の有無

(%)

	あ る					な い	未 定
		高校卒	専門学校卒	短大卒	大学卒		
1～ 9人	1.7	1.5	—	—	—	84.9	13.4
10～ 29人	11.2	1.3	1.4	1.0	1.9	65.4	23.4
30～ 99人	33.9	1.8	1.8	1.3	1.6	40.7	25.4
100～300人	55.2	2.9	1.4	1.6	3.0	25.9	19.0
規 模 計	20.9	1.9	1.6	1.4	2.2	57.6	21.5
全 国 平 均	15.7	2.2	1.6	1.5	2.3	60.9	23.4



確定申告書の提出は、お早めに

■申告と納税の期限■

所得税・贈与税 3月15日（金）
 個人事業者の
 消費税・地方消費税 4月 1日（月）

振替納税を利用の方【口座振替日】

所得税 4月22日（月）
 消費税 4月24日（水）

■申告書の作成は■

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

- ★ 画面の案内に従って入力すると、所得税・消費税・贈与税の申告書や青色決算書などを作成できます。
- ★ 作成したデータは、印刷して税務署に提出（郵送）でき、そのままe-Taxを利用して送信することもできます。
- ★ e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です。有効期限は3年間です。）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

詳しい情報はe-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jpへ

おうちで作成
ネットでも申告!!



■長野県内各税務署の確定申告会場■

○確定申告会場が署外にある税務署（長野税務署・伊那税務署）

税務署（電話番号）	確定申告会場	開設期間・受付時間
長野 (026-234-0111)	長野市若里市民文化ホール (長野市若里3-22-2)	2月12日（火）～3月15日（金） 9:00～16:00
伊那 (0265-72-2171)	いなっせ（伊那市生涯学習センター）2階展示ギャラリー (伊那市荒井3500-1)	2月12日（火）～3月15日（金） 9:00～16:00

○確定申告会場が庁舎内にある税務署（税務署・電話番号）

松本 (0263-32-2790)	上田 (0268-22-1234)	飯田 (0265-22-1165)	諏訪 (0266-52-1390)
信濃中野 (0269-22-3151)	大町 (0261-22-0410)	佐久 (0267-67-3460)	木曽 (0264-22-2024)

※ 土、日は、開設していません。

なお、長野市若里市民文化ホールでは、2月24日と3月3日の日曜日に限り、用紙の配布、申告相談及び確定申告書の受付を行います。

※ 上記電話におかけいただきますと、音声案内が流れます。案内にしたがってご用件の内容に応じた番号を選択してください。

設立50周年を控え、情報共有、信頼関係づくりをさらに。

長野県紙器段ボール箱工業組合

理事長 田中 良男氏



商品物流の担い手、 容器包装製品の主役

部品、完成品を問わず、ほとんどの製品が場所を移動する際、保護のために何らかの包装が施される。商品物流の重要な担い手である容器包装製品。

その主役が、紙器・段ボール箱だ。板紙の表面を印刷し箱にした幅広い分野で使われる「印刷紙器」、物流時の商品保護に力を発揮する「段ボール箱」、板紙の表面に印刷紙、化粧和紙などを貼り合わせた「貼箱」、そして無地の板紙を箱にした「簡易箱」。紙器・段ボール箱製品はこの4種類に大別され、豊富なバリエーションを誇る。

長野県内の紙器・段ボール箱製造業者39社が加盟する、長野県紙器段ボール箱工業組合は昭和38年12月「長野県紙器工業組合」として設立。平成11年現組合名に改称し、来期で50周年を迎える。それぞれの得意分野を活かした、さらにお互いが協力し合いながらのものづくりで長野県産業の発展を支えてきた。

「包装すべきモノが作られなければ容器は不要。さまざまな製品が世に出れば大量に必要。だから我々の業界は景気にかなり左右されます。また電気・機械は良くても自動車産業は不振など、顧客の産業界の動向によって、個々の業績も大きく違ってきます」

田中良男理事長は業界の特徴をこのように話し、こう続ける。「後継者難で廃業する組合員もいる。厳しい状況もあるが、組合員それぞれ頑張って仕事を確保しています」。



印刷紙器



段ボール箱

情報共有、信頼関係づくり。 そして50周年へ

田中理事長が最も重視しているのが、組合員相互の情報の交換と共有だ。紙器・段ボール箱の全国市況、素材メーカーの動向および価格など、全国レベルで情報収集。組合員企業の公正な経済活動の土壌づくりと、経営の安定をめざす。

その成果が、かつてはほとんどなかった安価な輸入板紙の導入だ。全国の相場情報から韓国、中国のメーカーの情報を収集しリリース。組合員各社が代理店と直接取引し、安価な素材購入を実現している。

さらに、組合員同士の信頼関係づくりにも力を入れる。輸入板紙導入例のように、情報とメリットを共有するためにはお互いの信頼関係が前提となる。業界はもともとライバルの集まり。仕事を取り合う場面も珍しくなかったが、今は勉強会を開くなど信頼関係づくりを積極的に行っているという。

「私の役割は組合員同士の情報共有、信頼関係の醸成と、来年早々に予定する50周年祈念に向けての準備です」。理事長就任にあたっての抱負を聞くと、明快に返ってきた。



貼箱



簡易箱

- 組 合 名 長野県紙器段ボール箱工業組合
- 住 所 長野市問御所町1241-1 信越ビル701
- 主な事業 教育情報事業、福利厚生事業、金融事業
- 組合員数 39人
- 設 立 年 昭和38年

長野県内の最低賃金

★必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も★

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用される「長野県最低賃金」（地域別最低賃金）及び特定の産業の基幹的労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」が次のとおり改正されました。

（それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意ください。）

地域別最低賃金	時間額	効力発生日	
長野県 最低賃金	円 700	平成24年 10月1日	★長野県最低賃金は、長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 ★なお、下記の産業で働く労働者には、それぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。

特定（産業別）最低賃金	時間額	効力発生日	特定（産業別）最低賃金から適用除外され、長野県最低賃金又は他の特定最低賃金が適用されるもの	
			適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	円 790	平成24年 12月28日	測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	円 801	平成24年 12月28日	ボイラ・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業を除く）、計量器・測定器・分析機器・試験器・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務
各種商品小売業	円 756	平成24年 12月31日		①18歳未満又は65歳以上の者
印刷、製版業	円 747	平成23年 12月31日		②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
〔平成24年度は、「印刷、製版業最低賃金」の時間額の改定はありません。〕				

※ 純粋持株会社については、管理する子会社を通じての主要な経済活動が上表に記載される産業に分類されます。純粋持株会社とは、主たる事業を持たず、株式の所有を通じて他の会社の事業活動を支配することを目的としている会社のことです。

※ 精皆手当、通勤手当及び家族手当は、最低賃金の対象とはなりません。

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は
長野労働局 労働基準部 賃金室（電話026-223-0555）へ

長野労働局HP

長野労働局

検索



損益分岐点売上高

中小企業診断士／税理士 樫川 岳男

損益分岐点売上高という言葉聞いたことがあるでしょうか。漢字が好きでない方にとっては、8文字も続くこの名称は苦痛に感じるかもしれません。しかし、会社の経営にとっては大変重要なものです。これは利益も損失も出ない、言い換えればトントンの場合の売上高のことです。過去の実績や今後の事業計画に盛り込まれている数値に基づいて算出することができるものです。

その計算方法は次のとおりです。

$$\text{損益分岐点売上高} = \frac{\text{固定費}}{1 - \text{変動費} \div \text{売上高}}$$

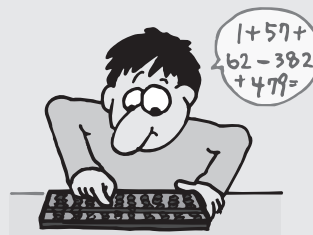
この算出にあたっては、現在使用している費用の勘定科目を、「固定費」と「変動費」の二つに区分する必要があります。固定費とは、売上の増減にかかわらず金額が増減しない費用のことで、例えば減価償却費、地代家賃、支払利息などが該当します。一方、変動費とは、売上の増減に伴って金額が増減する費用のことで、例えば売上原価、材料費、運賃、販売手数料などが該当します。

会社経営において目標とする利益の計画を立てている場合には、この損益分岐点売上高の公式を使うことにより、目標とする利益を

達成するために必要な売上高を算出することができます。また、目標として設定済みの売上高や利益が実現可能な数値であるのかどうかをこの方法により検証することもできます。

さらに、これらの数値に基づいて月別の損益予算を作成している場合には、毎月の実績データを月別の損益予算と比較することにより、決算を待たずに当初の計画の進捗状況を数字で把握することができます。経営者の頭の中でイメージできている場合もありますが、実際に数字で出してみると新たな気づきや発見があるかもしれません。

経営者の方々から業績が良くならないというお話を聞きますが、何らかの打ち手がまだ残っているような気がします。会社の目標や理想の姿に向かって計画を立て、これを実行していく過程において、業績と計画とのズレを早期に把握すれば、迅速にその改善に向けて対処することができます。思い切って何らかの行動を起こしてみるのはいかがでしょうか。お近くの支援機関や専門家を活用して、効果が現れることを期待しています。



協同組合開成総合研究所 理事長

3歳未満の子の養育期間における 手続きはご存じですか

貴事業所に3歳未満の子を有する従業員さんがいる場合や、新たに3歳未満の子を有する従業員を雇入れた場合には是非確認願います。

一般的な流れとして、従業員が出産の為休業する場合は、産後8週間迄は産前産後休業となり、その後、育児休業を取得し、その事業場の規定や本人の状況などを考慮しながら職場に復帰するというケースが多いと思われます。

ここで健康保険・厚生年金においては、育児休業終了後、職場に復帰したものの勤務時間の減少など何らかの理由で賃金が低下した場合のために、

『健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届』

を提出することにより通常の場合よりも早い時期に実際に受けている報酬に応じた保険料負担とすることができます。

それにもうひとつ忘れがちなのは

『厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書』

というものがあることです。

これは、3歳未満の子を養育する従業員が、養育する前と比べて、標準報酬月額が下がった場合、将来の年金額については、従前の高い時の標準報酬月額により計算してもらえるとということです。
(*養育開始日は子の生まれた日)

注意しなければならないのは、この制度はその従業員(妻)だけではなく、夫にも適用されます。妻が専業主婦であっても夫が厚生年金保険に加入していれば適用され、共働きで夫婦とも厚生年金に加入していれば二人とも適用されます。

また、養育期間中に退職(資格喪失)してしまい、その後再度就職(別会社等も含む)したケースで、養育前の標準報酬月額より下がった等級で資格取得した場合にも適用される場合があります。

いずれにしても本人なり勤務している事業所等からの申出が必要です。その従業員が出産後も継続して同事業所に在籍している場合ならまだよいのですが、3歳未満の子を有する従業員を新たに採用した場合などは、前勤務先での標準報酬などあまり気にしないのではないのでしょうか。

申出をしなくても今すぐ何か影響が出るわけではありませんが、将来のために、事業所の担当者も従業員もこの制度の内容を理解しておくことが重要です。

気になった場合、より詳しく制度の内容を知りたい場合などは管轄の年金事務所に問合せください。

クサマ社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 草間 秀明



税務会計



朝日長野税理士法人 代表社員 税理士 西山 利昭

協同組合と他の法人制度との違い



【質問事項】

事業協同組合と株式会社、NPO法人はどのような点で違うのでしょうか。



【回答事項】

これらの法人は様々な点で異なりますが、大きな違いとして次のようなものがあります。

	事業協同組合	株式会社	NPO法人
目的	組合員の経営の近代化・合理化・経済活動の機会の確保	利益の追求	不特定多数の者の利益の増進に対する寄与
事業	組合員の事業を支援する共同事業を実施する。	定款に掲げることにより様々な事業を行うことができる。	特定非営利活動17分野の事業を実施する。
性格	人的結合体	物的結合体	人的結合体
設立	認可主義 法律の要件を満たした上で行政の認可を受けることにより成立する。	準則主義 法律の要件を満たせば成立する。行政は関与しない。	認証主義 法律の要件を満たした上で行政の確認を受けることにより成立する。
総会の議決権	1人1議決権	原則として1株につき1議決権	1人1議決権 (定款で変更可)
剰余金の分配	組合員の利用分量に応じた配当及び1割までの出資額に応じた配当をすることができる。	原則として出資額に応じた配当をすることができる。	配当することはできない。
税制	法人税	全所得に対して法人税が課される	法人税法に規定する収益事業のみに対して法人税が課される。
	住民税	所得が生じていない場合でも、事務所等が所在する自治体において均等割が課される。	収益事業を行わない場合は、自治体により均等割が免除される場合がある。
	消費税	補助金等の課税対象外の取引は、税額計算に影響しない。	収益事業の有無に関係なく、課税事業者となる場合は、申告が必要。 補助金等の特定収入割合が5%以上の場合、仕入控除税額の調整計算が必要。

経営力強化保証の取扱いを開始しました

中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関*と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的として、経営力強化保証の取扱いを開始しました。

※認定経営革新等支援機関

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項（平成24年8月30日施行）の規定に基づき主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家です。

経営力強化保証の概要	
保証限度額	2億8,000万円（組合等4億8,000万円以内）
保証割合	責任共有制度の対象 （ただし、責任共有制度の対象除外となる保証付きの既往借入金を同額以下で借り換える場合は、責任共有制度の対象除外）
資金使途	事業資金（ただし、事業計画の実施に必要な資金に限る）
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金5年以内、設備資金7年以内 ただし、本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は、10年以内。なお、据置期間はそれぞれ1年以内。
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	一括返済または分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます
連帯保証人	原則として法人代表者以外の保証人は不要
保証料率	責任共有制度の対象の場合 0.45%～1.75% 責任共有制度の対象除外の場合 0.50%～2.00% 原則、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用。
申込方法	金融機関経由
添付書類	信用保証協会所定の申込資料の他、以下の書面が必要 ○「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ○事業計画書（申込人が策定したもの） ○認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面 （事業計画書に記載されている場合は不要）

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。



長野県信用保証協会

ホームページ <http://www.nagano-cgc.or.jp>

E-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp

次世代を担う子どもたちを、社会全体で育てるために

「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」を策定し、「くるみんマーク」の取得を目指しましょう！

少子化が急速に進行し、今後の労働力不足や消費の低迷により国や地域の経済や社会への深刻な影響が懸念されています。職場と地域を活性化し、優秀な人材に長く活躍してもらうために、企業においても仕事と子育ての両立を進め、男性を含めたすべての人が「仕事と自分の生活のための時間のバランス（ワーク・ライフ・バランス）」がとれる“多様な働き方”を選択できる職場環境の整備、「働き方の見直し」が求められています。

その「きっかけ」として、仕事と子育ての両立を図るための「一般事業主行動計画」を策定してみませんか？

自社の「行動計画」に定めた目標を達成し、一定の要件を満たした場合、厚生労働大臣からの認定を受けられ、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を使って、「子育てサポート企業」であることをアピールできます。企業のイメージアップや優秀な人材確保などのメリットがあります。身近な取組から始めて、一般事業主行動計画を策定し、くるみんマーク取得を目指しましょう。「策定してみたいが、どこから始めたらよいか」などのご相談も承っております。ぜひお気軽にご相談ください。



ご存知ですか？
育児休業中は、
事業主さんも従業員も、
社会保険料が免除されます。

話題の「イクメン」
プロジェクトのHP
もあります！

詳しい方法や他社の取組は、
HP「両立支援のひろば」で！
長野県内認定企業の詳細は、
長野労働局HPで見られます！

長野県内の認定企業 平成24年11月30日現在（最新取得順）

マリモ電子工業（上田市） オリオン機械（須坂市） 高水福祉会（飯山市）
クリエイティブヨーコ（長野市） キョウデン（上伊那郡箕輪町） 多摩川精機（飯田市）
アヴァシス（上田市） 新教育システム（上田市） シチズン平和時計（飯田市） 信州富士電機（上田市）
たまゆら（飯田市） 信濃毎日新聞（長野市） 生活協同組合コープながの（長野市） オルガン針（上田市）
アスザックフーズ（須坂市） アスザック（上高井郡高山村） アズミ村田製作所（安曇野市）
医療法人みゆき会（飯山市） K O A（上伊那郡箕輪町） キッセイ薬品工業（松本市） ルビコン（伊那市）
敬仁会桔梗ヶ原病院（塩尻市） 長野県信用組合（長野市） エムケー精工（千曲市）
八十二銀行（長野市） 鍋林（松本市） シナノケンシ（上田市）
富士通長野システムエンジニアリング（長野市） 新光電気工業（長野市） 長野銀行（松本市）
セイコーエプソン（諏訪市） 慈泉会相澤病院（松本市）

お問い合わせは、長野労働局雇用均等室 TEL026-227-0125

地区労働問題研究会の開催

長野県中小企業団体中央会・長野県中小企業労働問題協議会

最近の労働・経済情勢に加え、平成25年度に向けた中小企業施策の紹介をすると共に、平成25年4月から施行されます「改正高年齢者雇用安定法」(希望者全員が65歳まで働ける制度周知・啓発セミナー)の内容を含む中小企業の経営・労務管理に必要な情報を提供するため、社会保険労務士等を講師に招き、経営並びに労働面の課題解決の一助を目的として県下4箇所で開催することとなりました。

是非ご参加頂きますようご案内申し上げます。

1. 松本会場

- (1) 日 時：平成25年2月26日(火) 午後1時30分～4時
- (2) 場 所：松本市巾上3-2「ホテルモンターニュ松本」TEL(0263)-35-6480
- (3) 内 容：○「中小企業経営と労務管理について」
～改正高年齢者雇用安定法の施行に向けて～
○「高年齢者雇用の先進事例に学ぶ」
○「最近の労働・経済情勢及び平成25年度中小企業施策について」

2. 上田会場

- (1) 日 時：平成25年2月27日(水) 午後1時30分～4時
- (2) 場 所：上田市大手1-2-2「ホテル祥園」TEL(0268)-22-2353
- (3) 内 容：○「中小企業における高年齢者雇用と労務管理」
○「最近の労働・経済情勢及び平成25年度中小企業施策について」

3. 長野会場

- (1) 日 時：平成25年3月6日(水) 午後1時30分～4時
- (2) 場 所：長野市岡田町131-4「ホテル信濃路」TEL(026)-226-5212
- (3) 内 容：○「改正高年齢者雇用安定法の概要と」
トラブル防止のための就業規則診断のポイント」
○「高年齢者雇用の先進事例に学ぶ」
○「最近の労働・経済情勢及び平成25年度中小企業施策について」

4. 諏訪会場

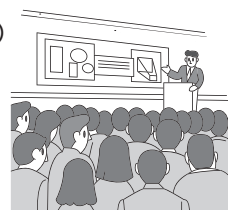
- (1) 日 時：平成25年3月7日(木) 午後1時30分～4時
- (2) 場 所：諏訪市高島2-1200-3「RAKO華乃井ホテル」TEL(0266)-54-0555
- (3) 内 容：○「中小企業における高年齢者雇用と諸課題について」
～改正高年齢者雇用安定法施行に向けて～
○「最近の労働・経済情勢及び平成25年度中小企業施策について」

■申込み方法 HPよりダウンロードして必要事項をご記入のうえ、2月20日(水)までにFAXでお申し込み下さい。

ダウンロードURL (<http://www.alps.or.jp/chuokai/kibousya65/>)

■参 加 料 無料

■問い合わせ先 長野県中小企業団体中央会・長野県中小企業労働問題協議会
TEL (026) -228-1171 FAX (026) -228-1184



中小企業経営者の皆様へ

大きな安心をお届けします。

医療共済

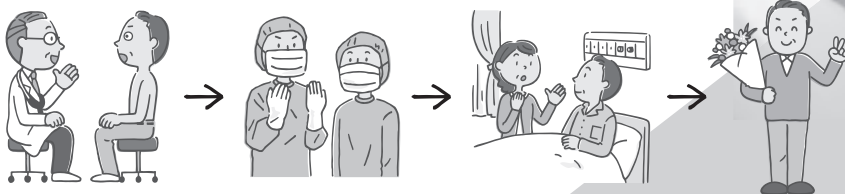
月々**2,400**円で

病気・ケガによる入院補償

1日 **7,000**円 + 手術見舞金

事例

Aさん(63歳)は人間ドックで胃に悪性腫瘍が見つかったため、内視鏡手術を行い7日間入院しました。



補償例

7日間×7,000円+内視鏡手術見舞金30,000円
=79,000円

傷害共済
A型の場合

ケガによる24時間補償

月々**2,200**円の掛金で

通院1日 **3,000**円

入院1日 **10,000**円

死亡 **1,000**万円

きずな

中小企業の絆 絆とは事業主と従業員をつなぐ大切な財産です。

傷害共済

*詳しくはパンフレットをご覧ください。

お申込み・
お問合せは

ながの共済

長野県福祉共済協同組合

長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

<http://www.naganokyosai.or.jp>

☎ **0120-86-9431**

受付時間:月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00(祝祭日除く)

長野県庁にてロビー展を開催します

～長野県の伝統的工芸品～

2/25(月)～3/1(金) 開催



工芸品名	25 (月)	26 (火)	27 (水)	28 (木)	1 (金)
木曾漆器	★	★	★	★	★
南木曾ろくろ	★	★	★	★	★
長野県農民美術				★	★
長野県手描友禅	★	★	★	★	★

会 期 平成25年2月25日(月)～3月1日(金)までの5日間
 展示時間は会期中、午前9時から午後4時まで
 場 所 県庁玄関ホール

※長野県庁ロビー展に関するお問い合わせは長野県中小企業団体中央会連携支援部開発課
 (TEL 026-228-2271) までお願いします。

平成25年度 長野県中小企業団体中央会

理事会及び通常総代会開催のお知らせ

◎理 事 会 日 時 平成25年4月25日(木)
 午後0時30分より

場 所 「ホテル信濃路」

◎通常総代会 日 時 平成25年5月22日(水)
 午後2時より

場 所 「ホテルメトロポリタン長野」

※理事・総代の皆様には予め日程調整をお願いします。
 詳細につきましては後日ご案内致します。



☆働きやすい職場環境づくり

「企業の社会的責任(CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ

“あなたにもできる。ライフスタイルの見直しで、1人1日
 1kgのCO₂削減”

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2013

2

No.435

第435号 平成25年2月10日発行
 購読料年間3,000円(消費税・送料込み)

発行人 佐々木正孝

発行所 長野県中小企業団体中央会
 長野市中御所岡田町131-10
 中小企業指導センター内
 TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社



人を思う。未来を思う。

商工中金

個人向け新型定期預金

マイハーベスト

有利な金利設定

1年、2年、3年から期間が選べる

固定金利の半年複利

お預け入れは50万円から

長野支店

〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11
☎026(234)0145(代)

諏訪支店

〒392-0026 諏訪市大手1-14-6
☎0266(52)6600(代)

松本支店

〒390-0811 松本市中央2-1-27
松本本町第一生命ビル1F
☎0263(35)6211(代)